

虐待防止のための指針

医療法人社団桑山会
長寿苑居宅介護支援事業所

目次

1. 事業所における基本的な考え方
2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織について
3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
4. 虐待（虐待疑い）などを発見した場合の対応方法に関する基本方針
5. 虐待（虐待疑い）などを発見した場合の相談・報告体制に関する事項
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
9. その他虐待防止の推進について

1. 事業所における基本的な考え方

長寿苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護の為、高齢等に虐待を受けている状態又は、虐待が疑われる状態にある高齢者等について、適切な対応を確保することで、高齢者等の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるような支援する。

虐待の定義

(1) 身体的虐待

- ・ 暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れがある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により利用者に精神的、情緒的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為・性的接触・性的嫌がらせをすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織について

(1) 虐待防止委員会の設置

居宅介護支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準省令 35 条の 2 に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する事を目的として、「身体拘束・虐待防止委員会（以下委員会）」を設置する。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、責任者とし委員長を置き、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

介護老人保健施設長寿苑の、施設長を委員長とし、各関係する部門の担当者代表を委員とする。

(3) 委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要に応じて委員長が招集する。

(4) 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は委員が決定する。

- ① 身体拘束・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に着け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることが出来るよう職員研修を次の通り開催する。

- ① 新規採用：採用後 3 か月以内
- ② 継続研修：年 1 回以上

(2) 職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることが出来るとする。

(3) 事業者は前 2 号の研修に、職員を積極的に参加させるように努め、業務の調整を行う。

4. 虐待（虐待疑い）などを発見した場合の対応方法に関する基本方針

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次の通り対応する。

- (1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は、報告を受けた場合は、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 虐待が発生した場合（疑いを含む）には速やかに、市町村に報告し市町村の行う事実確認に協力する。
- (3) 職員により虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (4) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

5. 虐待（虐待疑い）などを発見した場合の相談・報告体制に関する事項

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、次の通り対応するものとする。

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合にはその上席に報告する。
- (2) 担当者は、報告などにより虐待の事実（疑いも含む）を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 担当者は、発見者の情報について秘匿した上での経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (4) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度について説明し、必要に応じてリーガルサポートセンターや、社会福祉協議会、地域包括支援センターの相談窓口適切につながるよう支援に努める。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。苦情相談窓口及び虐待対応については、重要事項に明示し説明を行う。

苦情受付担当者は、苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合は、苦情対応責任者を通じて委員会に報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に来所した方及び、当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう施設内に掲示するとともに、当法人ホームページに掲載する。

((kuwayamakai.jp))

9. その他虐待防止の推進について

(1) 虐待防止担当職員の配置

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置する。

担当職員は委員会の職員とする。

(2) 虐待の発見への取り組み

① 事業所は、虐待が発生した場合早期に発見が出来るよう情報収集に努め、常に適切な対応ができるよう体制を整備する。

② 発見したものが、解雇その他不当な扱いを受けることないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

③ 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市町村に通報を行う。

④ 職員が、養護者による虐待を発見した場合、または担当者が相談もしくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応する。

(3) 他機関との連携

富山県、高岡市、および他施設・他事業者との連携の機会及び、同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換会などに積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図る。

付則

この指針は、令和6年10月1日から施行する。